

ID: 441

担当部署: 市民生活部 環境・経済室 環境課

処分の概要	埋蔵等証明書の交付		
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市霊園の設置及び管理に関する条例施行規則 第24条第1項及び第2項		
例 規 番 号	令和3年規則第85号		
【根拠条文】 (埋蔵等の証明) 第24条 市長は、第3条又は第14条の規定による使用の許可を受けている者(以下この章において「使用者」という。)からの申請に基づき、焼骨の埋蔵等をしていることに係る証明書を発行することができる。 2 市長は、特に必要があると認めるときは、使用者以外の者からの申請に基づき、前項の証明書を発行することができる。 3 前2項の申請をしようとする者は、埋蔵等証明書交付申請書(様式第15号)を市長に提出しなければならない。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	15日		
備考			
設 定 年 月 日	令和3年10月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日